

令和4年度 第1回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年4月28日（木） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第18回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第1号 宮古島市文化財保護条例施行規則の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱の
制定について
- 日程第6 議案第3号 宮古島市史編さん委員の委嘱及び任命について
- 日程第7 議案第4号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱及び任命について
- 日程第8 議案第5号 宮古島市社会教育委員の改選について
- 日程第9 報告第1号 臨時代理処分の報告について（宮古島市未来創造センターの
管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の一部
改正について）
- 日程第10 そ の 他

議案第1号

宮古島市文化財保護条例施行規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年4月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

今回改正を行う第10条に係る経費補助の申請については、別にその詳細を宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱に定めることとする。また、経費補助の申請対象については、条例第10条第1項の有形文化財にのみ限られているように捉えられるが、無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、選定技術等にも準用規定があるため、その準用規定も条項内で記して、経費の対象を明確にすることとした。

別 紙

宮古島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市文化財保護条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第49号）
の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（経費補助の申請）

第10条 条例第10条第1項（条例第29条、第39条及び第42条において準用する場合を含む）、第23条第1項、第30条第1項、第33条第1項及び第46条第1項に規定する補助の申請等は別に定める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

宮古島市文化財保護条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>宮古島市文化財保護条例施行規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第49号</p> <p><u>（経費補助の申請）</u></p> <p><u>第10条 条例第10条第1項の規定により経費の補助を受けようとする者は、宮古島市指定文化財管理（修理）補助金交付申請書（様式第10号）により教育委員会に申請するものとする。</u></p> <p><u>様式第10号（第10条関係）</u></p> <p>（略）</p>	<p>宮古島市文化財保護条例施行規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第49号</p> <p><u>（経費補助の申請）</u></p> <p><u>第10条 条例第10条第1項（条例第29条、第39条及び第42条において準用する場合を含む）、第23条第1項、第30条第1項、第33条第1項及び第46条第1項に規定する補助の申請等は別に定める。</u></p> <p><u>様式第10号 削除</u></p>

議案第2号

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年4月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

この要綱は、指定文化財の所有者又は管理者が指定文化財の保存管理又は修理する事に要する経費に対し、宮古島市文化財保護条例施行規則第10条の規定に基づき行う補助金の交付に関するもので、宮古島市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

別 紙

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定文化財等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が行う指定文化財等の保存管理、修理、記録保存及び伝承者養成等（以下「保存管理」という。）に要する経費に対し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第1項の規定に基づき行う宮古島市指定文化財等保存管理補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「交付規則」という。この交付規則において「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定文化財等の定義)

第2条 この要綱において「指定文化財等」とは、次の各号に掲げるものであって、市の区域内に存在するものをいう。

- (1) 有形文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財及び宮古島市文化財保護条例（平成17年宮古島市条例第210号。以下「市条例」という。）第4条第1項の規定により指定された市指定有形文化財をいう。）
- (2) 無形文化財（法第71条第1項の規定により指定された重要無形文化財、県条例第20条第1項の規定により指定された県指定無形文化財及び市条例第20条第1項の規定により指定された市指定無形文化財をいう。）
- (3) 民俗文化財（法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財、県条例第27条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財並びに市条例第26条第1項の規定により指定された市指定有形民俗文化財

及び市指定無形民俗文化財をいう。)

(4) 史跡名勝天然記念物(法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物、県条例第32条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び市条例第34条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物をいう。)

(5) 登録有形文化財(法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形文化財をいう。)

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、所有者等とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、指定文化財等の保存管理に係る事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金は、指定文化財等の保存管理に必要な経費のうち、教育委員会が必要かつ相当と認めた経費について予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、5万円を上限とする。ただし、指定文化財等の保存管理等に不可欠であり、かつ、所有者等の経済的負担が過大であると教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 交付規則第3条第1項の規定により教育委員会に提出しなければならない交付申請書は、宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る収支予算書(様式第2号)

(2) 事業実施計画書(様式第3号)

(3) その他教育委員会が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 交付規則第6条の規定による通知は、宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項の通知を受けた者が、前条第2項第2号の事業実施計画書について

30%以上の額に相当する内容の変更を行おうとするときは、事前に教育委員会の承認を得なければならない。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 交付規則第8条第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消し又はその決定の内容等の変更の通知は、宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 交付規則第12条の規定により教育委員会に提出しなければならない実績報告書は、宮古島市指定文化財等保存管理補助金実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支精算書(様式第8号)
- (2) 領収書等の証票
- (3) 事業実施経過書(様式第9号)
- (4) 補助事業の成果を証する書類(写真等)
- (5) その他教育委員会が必要と認めた書類

3 第1項の実績報告書は、当該補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該補助事業が完了した年度の3月31日(3月31日が土曜日又は日曜日である場合はその直前の金曜日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書)

第10条 交付規則第13条の規定による通知は、宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(取消通知書)

第11条 交付規則第16条第1項の規定による補助金の交付の取消しの通知は、宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(返還通知書)

第12条 交付規則第17条第1項の規定による補助金の返還の通知は、宮古島市

指定文化財等保存管理補助金返還通知書（様式第12号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

年 月 日

宮古島市教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

印

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付申請書

宮古島市指定文化財保存管理事業について、補助金の交付を受けたいので宮古島市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付の申請に係る文化財の別及び名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の使用方法
- 4 補助事業の着手及び完了の予定期日
着手 交付決定日以降
完了 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業に係る収支予算書（様式第2号）
 - (2) 事業実施計画書（様式第3号）
 - (3) その他教育長が必要と認めた書類

補助事業に係る収支予算書

所有者又は管理者等：

文化財の別及び名称：

イ 収入の部

区 分	収 入 予 定 額	備 考
所有者(管理者) 負 担 金	円	
市 補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

ロ 支出の部

区 分	支 出 予 定 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

事業実施計画書

文化財の別及び名称		
所有者又は管理者		
月	事業の内容	経費の内訳
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合 計		円

様式第4号（第7条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定通知書

申請のあった下記の補助金については、宮古島市補助金等交付規則第4条により交付決定されましたので、同規則第6条の規定に基づき通知します。

年 月 日

殿

宮古島市教育委員会

記

1. 補助金の交付に係る文化財の別及び名称
2. 補助金の額

年 月 日

殿

宮古島市教育委員会

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした宮古島市指定文化財等保存管理補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、宮古島市補助金等交付規則第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付に係る文化財の別及び名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

年 月 日

殿

宮古島市教育委員会

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで交付決定した宮古島市指定文化財等保存管理補助金について、下記のとおり交付決定を変更したので、宮古島市補助金等交付規則第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付に係る文化財の別及び名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定変更額
- 4 変更理由

年 月 日

宮古島市教育委員会 殿

住所

氏名

印

宮古島市指定文化財等保存管理補助金実績報告書

宮古島市指定文化財保存管理事業について、下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付に係る文化財の別及び名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の使用方法
- 4 補助事業の着手及び完了の期日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業に係る収支精算書（様式第8号）
 - (2) 領収証等の証票類
 - (3) 事業実施経過書（様式第9号）
 - (4) 補助事業の成果を証する書類（写真等）
 - (5) その他教育長が必要と認めた書類

補助事業に係る収支精算書

所有者又は管理者：

文化財の別及び名称：

イ 収入の部

区分	収入額	備考
所有者(管理者) 負担金	円	
市補助金	円	
その他	円	
合計	円	

ロ 支出の部

区分	支出額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

事業実施経過書

文化財の別及び名称		
所有者又は管理者		
月	事業の内容	経費の内訳
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合 計		円

様式第10号(第10条関係)

宮古島市教育委員会達第 号

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付確定通知書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号により交付決定の通知をした宮古島市指定文化財等保存管理補助金については、宮古島市補助金等交付規則第13条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

殿

宮古島市教育委員会

記

文化財の別及び名称：

交付確定額： 円

年 月 日

殿

宮古島市教育委員会

宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした宮古島市指定文化財等保存管理補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、宮古島市補助金等交付規則第16条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付に係る文化財の別及び名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

宮古島市指定文化財等保存管理補助金返還通知書

年 月 日付け宮古島教育委員会指令第 号により交付した宮古島市指定文化財等保存管理補助金について、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

殿

宮古島市教育委員会

記

- 1 補助金の交付に係る文化財の別及び名称
- 2 補助金交付額 金 円
- 3 補助金返還額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還方法

議案第3号

宮古島市史編さん委員の委嘱及び任命について

上記の議案を別紙のように提案する。

令和4年4月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市史編さん委員会規則第3条及び第4条の規定により、委員として委嘱及び任命する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市史編さん委員会委員名簿（案）

任期:令和4年5月1日～令和6年4月30日

	名前	郵便番号	住所	所属	電話番号
1	上原 孝三			沖縄尚学高等学校教諭	
2	川満 好信			元宮古島市役所上下水道部長	
3	久貝 勝盛			宮古野鳥の会顧問	
4	島 尻 澤一			元県立高等学校教諭／沖縄言語研究センター会員	
5	下地 和宏			宮古郷土史研究会会長	
6	下地 利幸			宮古郷土史研究会運営委員	
7	下地 博盛			元城辺町役場職員	
8	城間 恒宏			沖縄県教育庁 文化財課史料編集班	
9	砂川 博秋			宮古野鳥の会副会長	
10	平良 勝保			沖縄大学非常勤講師	
11	當山 昌直			沖縄生物学会員／沖縄県教育庁文化財課史料編集班	
12	渡久山 章			琉球大学名誉教授	
13	豊見山 和行			琉球大学大学院教授	
14	長濱 幸男			元宮古島市教育委員会教育部長	
15	川満 邦弘			宮古島市職員	
16	国仲 富美男			元公立学校長	
17	下地 達男			元宮古島市役所職員	
18	仲間 明典			宮古島市文化財保護審議会委員	
19	宮国 サヨ子			元平良市立幼稚園教諭	

○宮古島市史編さん委員会規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第47号

改正 平成22年4月23日教委規則第11号

平成22年5月25日教委規則第13号

令和元年12月26日教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則15・全改)

(担当事務)

第2条 委員会は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市史編集に関する基本的大綱に関する事項
- (2) 市史編集に関する調査及び資料収集に関する事項
- (3) その他市史編集に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び市職員の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(平22教委規則11・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて小委員会を設け、これに職務の一部を委任することができる。

2 小委員会は、委任された事項を調査審議し、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 小委員会の運営に関しては、前3条の規定をそれぞれ準用する。

(関係者の出席)

第9条 委員会において必要があると認めるときは関係者の出席を求め、必要な資料の提供を依頼し、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する事務は、生涯学習部生涯学習振興課において主管する。

(平22教委規則13・一部改正、令元教委規則15・旧第11条繰上)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令元教委規則15・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月23日教委規則第11号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月25日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月26日教委規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を別紙のように提案する。

令和4年4月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市文化財保護審議会条例第4条及び第5条第1項の規定により、委員として委嘱及び任命する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市文化財保護審議会委員

任期:自 令和4年 5月 1日
至 令和6年 4月 30日

	氏名	住所	専門区分	備考	委嘱
1	シモジ カズヒロ 下地 和宏		考古	宮古島市 史編さん委員長	現
2	サトウ リコ 佐藤 宣子		植物	宮古島市 市史編さん嘱託員	現
3	キンジョウ トオル 金城 透		考古	沖縄県立 宮古高校校長	現
4	ナカチ クニヒロ 仲地 邦博		動物	宮古野鳥の会会長	現
5	ガナハ サトル 我那覇 念		歴史	元沖縄県立 浦添高等学校校長	現
6	ナカマ アキノリ 仲間 明典		郷土史	元市議会議員 元伊良部町企画室 長	現
7	シマダ ゴウ 島田 剛		海洋	宮古島市水産課 主任技師	現

○宮古島市文化財保護審議会条例

平成17年10月1日

条例第211号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、宮古島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に宮古島市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を若干人置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委嘱等)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会委員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）に基づいて支給する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

議案第5号

宮古島市社会教育委員の改選について

上記の議案を別紙のように提案する。

令和4年4月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市社会教育委員の任期満了のため委員選定の必要があるため、本案を提出します。

令和4年度宮古島市社会教育委員(案)

	役職	氏名	構成	備考	任用
1		ヨナミネ トシユキ 與那嶺 敏之	社会教育関係	社会教育関係団体	
2		シマ ジリ イク ヨ子 島 尻 郁 子	家庭教育関係	社会教育関係団体	
3		タカ ラ ガ イチ 高 良 雅 一	学識経験	社会教育関係団体	
4		ノヒ ナ カズ エ枝 饒 平 名 和 枝	社会教育関係	元学校長	
5		カワ ミツ ヨシ ノブ信 川 満 好 信	社会教育関係	社会教育関係団体	
6		ナカ マ カツ ミキ行 仲 間 勝 行	社会教育関係	社会教育関係団体	
7		シタ ジ地 ミサオ操 下 地 操	学校教育関係	上野小学校長	
8		ハマ カワ ナリ トモ共 濱 川 成 共	学校教育関係	鏡原中学校長	
9		クニ ナカ カツ ノリ紀 国 仲 克 紀	社会教育関係	元学校長	
10		ウエ サト ヒロ ミ美 上 里 啓 美	社会教育関係	元学校長	

○宮古島市社会教育委員に関する条例

平成17年10月1日

条例第197号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の設置)

第2条 教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解嘱)

第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

報告第1号

臨時代理処分の報告について（宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の一部改正について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

別 紙

提案理由：

消防計画は防火管理者が届け出ることになっており、防火管理者は防火管理者講習を受講した者から管理権限者（教育長）が選任することになっている。現規則では図書館長のみが防火管理者となっている。これを図書館長だけでなく図書館及び公民館の職員の中から防火管理者を選任するほうが速やかに消防計画を届け出ることができるため規則改正の必要があるので、本案を提案します。

宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則（平成30年宮古島市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「防災の」を「消防」に改め、同条第1項中「図書館長と」を「図書館職員及び宮古島市中央公民館職員の中から選任」に改め、同条第2項中「宮古島市立図書館長」を「防火管理者」に、「防災」を「消防」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則（平成30年宮古島市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成30年9月25日 教育委員会規則第11号</p> <p>（<u>防災</u>の計画）</p> <p>第4条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者は、宮古島市立図書館長と_____する。</p> <p>2 宮古島市立図書館長は、年度の始めに<u>防災</u>計画を作成し、教育長に報告しなければならない。</p>	<p>宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成30年9月25日 教育委員会規則第11号</p> <p>（<u>消防</u>計画）</p> <p>第4条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者は、宮古島市立図書館職員及び宮古島市中央公民館職員の中から選任する。</p> <p>2 <u>防火管理者</u>_____は、年度の始めに<u>消防</u>計画を作成し、教育長に報告しなければならない。</p>

○宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則

平成30年9月25日

教育委員会規則第11号

改正 令和2年3月31日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する事務委任規則（平成17年宮古島市規則第169号）の規定により、市長より委任された宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 未来創造センターに関する事務については、宮古島市立図書館が行うものとする。

2 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例（平成30年宮古島市条例第34号）第3条各号に掲げる各施設については、所管する部署が管理を行う。

(事務に係る決裁等)

第3条 宮古島市教育委員会事務決裁規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号）別表第2の規定の例によりセンター長が決裁するものとする。この場合において、同表図書館に関する決裁事項、公民館に関する決裁事項の表の規定中「課長」とあるのは、「センター長」と読み替えるものとする。

(防災の計画)

第4条 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者は、宮古島市立図書館長とする。

2 宮古島市立図書館長は、年度の始めに防災計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

(令2教委規則8・旧第5条繰上)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、未来創造センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(令2教委規則8・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。